

産 政 号 外
令和3年8月31日

関係団体 各位

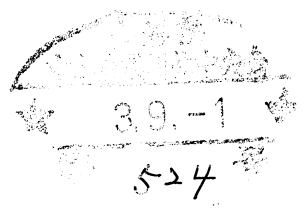
山形県産業労働部長

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止につきましては、日頃から多大な御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、政府の9月1日以降における催物の開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針」につきまして、現在の制限を維持し、8月末までとしていた基本方針の適用時期を10月末まで延長する見直しを行いました。

貴団体におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を阻止するという趣旨を御理解いただき、会員事業所等への周知について御協力賜りますようお願い申し上げます。



令和 3 年 8 月 3 1 日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

「イベント等の開催に関する基本方針」の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日頃から多大な御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、政府の 9 月 1 日以降における催物の開催制限等に係る方針を踏まえ、本県の「イベント等の開催に関する基本方針」につきまして、現在の制限を維持し、8 月末までとしていた基本方針の適用時期を 10 月末まで延長する見直しを行いました。

つきましては、趣旨を御理解のうえ、本方針に沿ったイベント開催等について御協力くださいますようお願い申し上げます。

令和2年 5月26日
 (改) 令和2年 7月29日
 (改) 令和2年 8月31日
 (改〔全面〕) 令和2年 9月17日
 (改) 令和2年 11月25日
 (改) 令和3年 2月26日
 (改) 令和3年 4月30日
 (改) 令和3年 6月30日
 (改) 令和3年 8月31日

イベント等の開催に関する基本方針

山形県内において開催するイベント等については、政府の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）を踏まえ、次の規模別及び性質別の要件を満たすものであり、かつ留意事項に対応できる場合に、開催できるものとする。

1 規模要件

- (1) 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合
 次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。

時 期	イベントの類型及び収容率		人数上限
令和2年12月1日～ 当面令和3年10月31日まで	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔（※1））を確保	50%（※2）以内 （席がない場合は十分な間隔（※3））を確保	

詳細は別紙2参照

（※1）密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）

（※2）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。この場合、収容率は50%を超えることを可とする。

（※3）人と人との間が1m

(2) (1) 以外の場合

	要 件
屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
屋外	5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

（注）「1 規模要件」における人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

2 イベントの性質別の開催要件等

(1) 1の(1)により「収容率100%以内」で開催するコンサート、演劇、スポーツイベント等次のいずれにも該当すること。

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

なお、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物については、別紙3に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」とする。

(2) 1の(2)により開催するイベント等

別紙1に掲げられた措置を、可能な限り講じること。

(3) 全国的・広域的なお祭り、野外フェスティバル、地域の行事等

① 全国的・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

十分な人と人との間隔（1m）を設けること。当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含めて慎重に検討すること。

なお、別紙4に該当するものについては、「十分な人と人との間隔（1m）を設け、当該間隔の維持」が可能と判断する。

② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの

適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講じるとともに、イベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

3 留意事項

(1) 県との事前相談

全国的な移動を伴うイベント又は大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者等は、人数等について県に対して事前に相談を行うこと。

なお、国の「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき、必要に応じて追加で資料の提出を求める場合がある。

(2) クラスターが発生した場合の対応

催物等におけるクラスターの発生があった場合は、県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じてなされる、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力すること。

今後、政府の基本的対処方針等の変更及び県内の感染状況等を踏まえて、適宜方針を見直す。

以上

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」等により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、イベント等の開催に関する基本方針（以下「方針」という。）1の（1）を適用する。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと等**）
- **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**のダウンロード促進やQRコードを利用した感染者発生通知サービスの利用等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
・大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
・スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し**、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
・**入退場列や休憩時間の密集を回避する措置**（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
・**休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**
・入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、要件の人数上限等を下回る制限の実施
- **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※**感染防止のチェックリスト（別添）**を活用し、感染防止措置等の確認を行い、確実に実施すること。

※催物等における**クラスターの発生があった場合**、県は、**方針及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト①

《別添》

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	マスク常時着用の担保	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

（2）基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

感染防止のチェックリスト②

(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨ 飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩ 参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪ 参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励 * アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入
⑫ 演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬ 催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑭ ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮ 入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯ 地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例【別紙2】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例	大声での歓声・声援等が想定されるものの例
音楽	音楽
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	ロックコンサート、ポップコンサート 等
演劇等	スポーツイベント
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等	サッカー、野球、大相撲 等
舞踊	公営競技
バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等	競馬、競輪、競艇、オートレース
伝統芸能	公演
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等	キャラクターショー、親子会公演 等
芸能・演芸	ライブハウス・ナイトクラブ
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント
公演・式典	※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等	
展示会	
各種展示会、商談会、各種ショー	
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
・ イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。
・ 但し、飲食を伴うがイベント中の発声がないことを前提としうる催物については、別紙3に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」とする。

映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策

【別紙3】

- 今後、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提にする催物に限定して、収容率を100%以内にするができることとする。

具体的な条件（感染防止策）

① 食事時以外のマスク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
② 会話が想定される場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③ 十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること（野外的場合は確認を要しない）
④ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤ 食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

【別紙4】

- これまで、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合については、「十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること」とされていたが、必要な感染防止策に加え、下記の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能と明確化。

具体的な条件（感染防止策）

① 身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等） ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
② 密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③ 飲食制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④ 大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤ 催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 ※可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
⑥ 連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

イベント等の開催に関する基本方針 新旧対照表

現 行				見直し後			
1 規模要件 (1) 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合 次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。				1 規模要件 (1) 別紙1「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」に適合する場合 次の収容率による人数及び人数上限のいずれか小さい方を限度とする。			
時期	イベントの類型及び収容率		人数上限	時期	イベントの類型及び収容率		人数上限
令和2年 12月1日～ 当面令和3 年8月31日 まで	大声での歓声・声 援等がないことを 前提とするもの ・クラシック音楽 コンサート、演劇 等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・ 式典、展示会等 ・飲食を伴うが発 声がないもの	大声での歓声・声 援等が想定される もの ・ロック、ポップコ ンサート、スポーツ イベント、公営競 技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブ でのイベント	○収容人数 10,000人超 ⇒収容人数 の50% ○収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人	令和2年 12月1日～ 当面令和3 年10月31日 まで	大声での歓声・声 援等がないことを 前提とするもの ・クラシック音楽 コンサート、演劇 等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・ 式典、展示会等 ・飲食を伴うが発 声がないもの	大声での歓声・声 援等が想定される もの ・ロック、ポップコ ンサート、スポーツ イベント、公営競 技、公演、ライブハ ウス・ナイトクラブ でのイベント	○収容人数 10,000人超 ⇒収容人数 の50% ○収容人数 10,000人以下 ⇒5,000人
	100%以内 (席がない場合は適切 な間隔(※1))を確保	50%(※2)以内 (席がない場合は十分 な間隔(※3))を確保			100%以内 (席がない場合は適切 な間隔(※1))を確保	50%(※2)以内 (席がない場合は十分 な間隔(※3))を確保	
(以下略)				(以下略)			